

## 川崎市工業後継者団体補助金交付要綱

### (通則)

第1条 川崎市工業後継者団体補助金（以下「補助金」という。）の交付については、川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年川崎市規則第7号）によるほか、この要綱に定めるところによる。

### (目的)

第2条 市内中小企業者における経営後継者候補及び若手経営者で構成される団体が実施する工業振興に関する事業について、経営に係る知見を獲得するとともに、市内企業間連携を深めることを支援するため、補助金を交付し事業を促進することにより、地域経済の発展及び市内企業の事業継続力強化に資することを目的とする。

### (用語の定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に掲げる者をいう。
- (2) 団体 中小企業者を主たる構成員とし、任意に組織された団体をいう。
- (3) 経営後継者候補 将来的に企業の経営に関わることが見込まれる者をいう。ただし、1社について、複数名経営後継者候補が存在することは差し支えない。
- (4) 若手経営者 おおむね60歳以下の経営者をいう。

### (補助対象者)

第4条 補助金の申請対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内中小企業者における経営後継者候補及び若手経営者で構成される団体とする。

### (補助対象期間)

第5条 補助対象期間は、補助金交付申請書を提出した日の属する年度の4月1日から翌年3月31日までとする。

### (補助対象事業)

第6条 補助金の申請対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に定める事業とする。

- (1) 研究会（講習会、講演会等に類するものを含む）
- (2) 展示会（補助対象者が参加するものであれば、補助対象者以外が主催するものを含む。）
- (3) 上記2号の事業に関連して実施する会議等

### (補助対象経費)

第7条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は次の各号に定める費目とする。

(1) 研究費

- ア 謝礼金（講師に対し支払うもの、又は視察、見学等により相手方に支払うもの。）
- イ 参加費（他団体等で主催される研究会等に参加するための費用）
- ウ 展示会出展料

(2) 事務費

- ア 会議室等使用料（付帯する設備使用料を含む。）
- イ 通信費（郵送料を含む。）
- ウ 交通費（研究会等の開催にあたり発生するもの。ただし、補助対象者に属する個人及び企業に対する実費弁償は含まない。）
- エ 印刷費
- オ 事務用品費（取得単価が10万円以上のものは備品とみなし、対象に含まない。）

2 前項の経費において、消費税及び地方消費税、証紙により納付する費用、支払いにかかる振込手数料等の間接経費については、事業の実施において必要と認められる限りにおいて、対象経費に含むことができる。

（補助金の交付申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする団体（以下、「申請者」という。）は、補助金交付申請書（第1号様式）に事業計画書、補助対象経費内訳書を、誓約書（第2号様式）、団体の規則等及び会員名簿を添付して、市長に申請しなければならない。

2 申請者であって、補助金の概算払が必要な場合は、交付申請の際に補助金概算払申請書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金額）

第9条 補助金の額は、予算の範囲内において交付するものとする。ただし、千円未満の金額については切り捨てて計算することとする。

（補助金の交付決定）

第10条 市長は、第8条の申請があったときは、内容を審査のうえ、補助金の交付又は不交付を決定する。

2 市長は、交付又は不交付の決定に基づき、交付の場合は補助金交付決定通知書（第4号様式）により、不交付の場合は補助金不交付決定通知書（第5号様式）により、申請者に通知するものとする。なお、第8条第2項の規定により概算払の申請がある場合は、概算払を認める金額について、補助金交付決定通知書（第4号様式）に記載するものとする。

3 第1項の審査に際し、市長が必要と認めるときは、前条の申請に係る関係書類の提出を求め、又は現地調査等により、その内容に関し調査を行うことができる。

4 補助金の交付決定を受けた団体（以下「補助事業者」という。）は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定日の翌日から起算して30日以内に、書面により申請の取下げをすることができる。このとき、当補助金の交付決定はなかったものとみなす。

（補助事業の変更又は中止）

第11条 補助事業者は、補助事業の内容を変更するとき、又は補助事業の全てを中止するときは、補助金変更・中止承認申請書（第6号様式）により、あらかじめ市長の承認を得なければならない。ただし、軽微な変更該当する場合については、この限りではない。

2 前項における軽微な変更は、次の各号の場合をいう。

（1）事業実施期間を前倒しする場合

（2）事業の一部を中止する場合であって、補助対象経費から該当分を除算する場合

（3）同一費目において経費の配分を変更する場合

（4）費目間で経費の配分を変更する場合であって、変更を要する金額が補助対象経費合計額の3割以内となる場合

（5）補助対象経費が増額する場合であって、補助金額に変更が生じない場合

（6）その他、市長が軽微と認める場合

3 市長は、第1項の申請があったときは、内容を審査のうえ、承認又は不承認の決定を行う。

4 前項の審査に際し、市長が必要と認めるときは、第1項の申請に係る関係書類の提出を求め、又は現地調査等により、その内容に関し調査を行うことができる。

5 市長は、承認又は不承認の決定に基づき、承認の場合は補助金変更・中止承認通知書（第7号様式）により、不承認の場合は補助金変更・中止不承認通知書（第8号様式）により、申請者に通知するものとする。

（事業報告）

第12条 補助事業者は、事業が完了したとき又は補助金の交付決定を受けた会計年度が終了したときのうち、いずれか早い日までに、補助金実績報告書（第9号様式）に事業報告書及び補助対象経費内訳書を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第13条 市長は、前条の報告を受けた場合には、その内容を審査し、適正であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に対して補助金確定通知書（第10号様式）により通知するものとする。ただし、第10条により決定した補助金額又は第11条により承認した補助金額から、金額に変更が生じない場合は、補助金確定通知書（第10号様式）による通知を省略できるものとする。

（補助金の交付）

第14条 補助金は、補助事業者からの請求により交付する。

(補助金の取消)

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽り、その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を補助事業以外の他の用途に使用したとき。

(3) 本要綱及び補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件、その他法律等に基づき市長が行った指示、若しくは命令に違反したとき。

(補助金の返還)

第16条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

2 補助事業者は、前項の規定による取消しにより補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき、年10.95パーセントの割合で計算した加算金を本市に納付しなければならない。

3 補助金の返還期限は、返還の命令日から20日以内とし、期限内に納付されない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を本市に納付しなければならない。

(指導及び監督)

第17条 市長は、補助事業者に対し、必要と認めるときは指導等を行うことができる。

(補助金の経理等)

第18条 補助事業者は、補助金の経理について、収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他必要事項)

第19条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正要綱は、令和5年4月1日から施行する。

年 月 日

（宛先） 川 崎 市 長

（申請者）  
所 在 地  
団 体 名  
代表者職・氏名

## 川崎市工業後継者団体補助金交付申請書

川崎市工業後継者団体補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり申請します。

- 1 補助対象経費（税込） 円
- 2 補助申請額（千円未満切捨） 円
- 3 添付書類
  - ・事業計画書（別紙1）
  - ・補助対象経費内訳書（別紙2）
  - ・団体の規則等
  - ・会員名簿

## 事業計画書

1 事業期間                      年    月    日    ～    年    月    日

2 事業スケジュール

開催時期	事業内容	備考

※行の過不足については、必要に応じて削除又追加してください。

## 補助対象経費内訳書

費目	内訳	税込金額 (単位：円)
(1) 研究費		
	小計	
(2) 事務費		
	小計	
補助対象経費合計		

※行が不足する場合は、適宜追加してください。



# 誓 約 書

年 月 日

（宛先） 川 崎 市 長

（申請者）

所 在 地

団 体 名

代表者職・氏名

申請者は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員）に該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、交付決定の取消しその他の不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合には、本様式に記載された個人情報をお神奈川県警察本部に提供することについて、同意します。

フリガナ 氏名	性別	住所	生年月日

（注）氏名にはフリガナを付して下さい。

年 月 日

（宛先） 川 崎 市 長

（申請者）

所 在 地

団 体 名

代表者職・氏名

## 川崎市工業後継者団体補助金概算払申請書

川崎市工業後継者団体補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり概算払を申請します。

1 補助申請額（千円未満切捨） 円

2 概算払申請額（千円未満切捨） 円

3 概算払を必要とする理由

4 添付書類

・ 概算払の内訳書

※補助申請額全額を概算払として申請する場合は必要はありません。

・ 直近の決算関係書類（決算報告書等）

## 川崎市工業後継者団体補助金交付決定通知書

所在地  
団体名  
代表者職・氏名 様

年 月 日付で申請のありました川崎市工業後継者団体補助金については、川崎市工業後継者団体補助金交付要綱第10条の規定に基づき、次の条件を付けて交付します。

年 月 日

川 崎 市 長

- 1 補助対象期間 年 月 日 ～ 年 月 日
- 2 補助対象経費 円
- 3 交付決定金額 円（うち、概算払金額 円）
- 4 次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させる。
  - (1) 偽り、その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
  - (2) 補助金を補助事業以外の他の用途に使用したとき。
  - (3) 本要綱及び補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件、その他法律等に基づき市長が行った指示、若しくは命令に違反したとき。
- 5 補助事業の内容を変更又は補助事業の全てを中止するときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。ただし、軽微な変更該当する場合については、この限りではない。
- 6 事業が完了したとき又は補助金の交付決定を受けた会計年度が終了したときのうち、いずれか早い日までに、実績報告書に係る書類を添えて、市長に提出すること。
- 7 交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定日の翌日から起算して30日以内に、書面により申請の取下げをすることができる。このとき、当補助金の交付決定はなかったものとみなす。

## 川崎市工業後継者団体補助金不交付決定通知書

所 在 地  
団 体 名  
代表者職・氏名 様

年 月 日付で申請のありました川崎市工業後継者団体補助金については、川崎市工業後継者団体補助金交付要綱第10条の規定に基づき、交付決定に至りませんでしたので通知します。

年 月 日

川 崎 市 長

不交付の理由

第6号様式（第11条関係）

年 月 日

（宛先） 川 崎 市 長

（申請者）

所 在 地

団 体 名

代表者職・氏名

## 川崎市工業後継者団体補助金変更・中止承認申請書

年 月 日付け川崎市指令 第 号にて交付決定を受けた標記補助金について、次のとおり事業計画の内容を変更（中止）しますので、川崎市工業後継者団体補助金交付要綱第11条の規定により申請します。

1 変更（中止）理由

2 変更内容

## 川崎市工業後継者団体補助金変更・中止承認通知書

所在地  
団体名  
代表者職・氏名 様

年 月 日付けで申請のありました川崎市工業後継者団体補助金の変更（中止）については、川崎市工業後継者団体補助金交付要綱第11条の規定に基づき、次の条件を付けて承認します。

年 月 日

川 崎 市 長

- 1 変更（中止）の内容
- 2 変更（中止）後の補助対象経費 円
- 3 変更（中止）後の交付決定金額 円
- 4 次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させる。
  - (1) 偽り、その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
  - (2) 補助金を補助事業以外の他の用途に使用したとき。
  - (3) 本要綱及び補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件、その他法律等に基づき市長が行った指示、若しくは命令に違反したとき。
- 5 補助事業の内容を変更又は補助事業の全てを中止するときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。ただし、軽微な変更該当する場合については、この限りではない。
- 6 事業が完了したとき又は補助金の交付決定を受けた会計年度が終了したときのうち、いずれか早い日までに、実績報告書に係る書類を添えて、市長に提出すること。

## 川崎市工業後継者団体補助金変更・中止不承認通知書

所 在 地  
団 体 名  
代表者職・氏名 様

年 月 日付けで申請のありました川崎市工業後継者団体補助金の変更（中止）については、川崎市工業後継者団体補助金交付要綱第11条の規定に基づき、承認に至りませんでしたので通知します。

年 月 日

川 崎 市 長

不承認の理由

年 月 日

（宛先） 川 崎 市 長

（申請者）

所 在 地

団 体 名

代表者職・氏名

## 川崎市工業後継者団体補助金実績報告書

年 月 日付け川崎市指令 第 号により交付決定を受けた標記補助金について、補助事業が完了（補助金の交付決定に係る会計年度が終了）しましたので、川崎市工業後継者団体補助金交付要綱第12条の規定により報告します。

- 1 補助金対象経費 円
- 2 事業報告書 別紙1のとおり
- 3 補助対象経費内訳書 別紙2のとおり



## 事業報告書

1 事業期間                      年    月    日 ～ 年    月    日

2 実施事業内容

開催時期	事業内容	備考

※行の過不足については、必要に応じて削除又追加してください。

## 補助対象経費内訳書

費目	内訳	税込金額 (単位：円)
(1) 研究費		
	小計	
(2) 事務費		
	小計	
補助対象経費合計		

※行が不足する場合は、適宜追加してください。

第10号様式（第13条関係）

川 第 号  
年 月 日

所 在 地  
団 体 名  
代表者職・氏名

様

川 崎 市 長 名

## 川崎市工業後継者団体補助金交付確定通知書

年 月 日付けで実績報告がありました川崎市工業後継者団体補助金について、川崎市工業後継者団体補助金交付要綱第13条の規定に基づき、次のとおり確定しましたので通知します。

- 1 交付決定年月日 年 月 日
- 2 交付決定通知番号 川崎市指令 第 号
- 3 交付決定額 円
- 4 交付確定額 円